

第5章 計画の推進にあたって

1 計画推進の体制

第4章に記述した具体的事業については、各事業を所管する課において年度別の進行管理を行い、計画の着実な推進に向けて取り組んでいきます。

2 進行管理と評価

本計画の推進については、行政も市民活動への理解と関心を深め、地域福祉の理念や実践に向け組織を挙げて取り組む必要があります。こうしたことから、庁内横断的に進行管理や評価を行う内部の機関として「地域福祉計画検討委員会」を置きます。

なお、各課の進捗状況は社会福祉課において取りまとめ、委員会が年度ごとに検証と評価を行うとともに、必要に応じて修正や変更を行い計画の実現を目指します。

3 市民への情報提供と計画への参画

本計画の進捗状況や地域福祉計画検討委員会の評価結果については、広報紙やホームページ等を通じて市民に公表していきます。

また、計画期間終了年次においては、次期の計画策定のため、市民公募委員や公的団体の代表者から成る審議会を設置し、前期の計画期間における各事業の成果や問題点等を検証していただき、見直しの結果を次の計画に反映していきます。